

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年9月10日

**【事業年度】** 第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

**【会社名】** 株式会社ジョイント・コーポレーション

**【英訳名】** JOINT CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長執行役員 東海林 義 信

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区目黒二丁目10番11号

**【電話番号】** 03(5759)8811

**【事務連絡者氏名】** 執行役員グループ総務部長 木村 清 和

**【最寄りの連絡場所】** 東京都目黒区目黒二丁目10番11号

**【電話番号】** 03(5759)8833

**【事務連絡者氏名】** 執行役員グループ総務部長 木村 清 和

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月23日に提出いたしました第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）に係る有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

##### 9．責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、社外取締役（社外取締役であった者を含む）及び社外監査役（社外監査役であった者を含む）の損害賠償責任額について、法令に規定する金額の範囲内で免除することができ、かつ、法令に基づく迅速な解決をはかるという理由から、当該免除の決定権限は、株主総会から取締役会へ委譲する旨を、定款第23条第1項及び第29条第1項に定めております。当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項、定款第23条第2項及び第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する金額であります。

なお、当該責任免除及び当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

(訂正後)

9. 責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任について、法令が定める範囲内で免除することができ、かつ、法令に基づく迅速な解決をはかるという理由から、当該免除の決定権限は、株主総会から取締役会へ委譲する旨を、定款第23条第1項及び第29条第1項に定めております。

また、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項、定款第23条第2項及び第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する金額であります。

なお、当該責任免除及び当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意で且つ重大な過失がないときに限られます。